

令和6年7月19日

第3学年保護者様

北海道中標津高等学校生徒指導部

自動車学校の通学について（お知らせ）

盛夏の候 保護者の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年度の自動車学校通学の条件等については下記の通りとなりますので、ご確認ください。

今年度の9月に再度、自動車学校の入校日、講習費用、提出書類等の案内をいたします。

記

1. 自動車学校通学の条件

- (1) 校則違反をしていないこと。
- (2) 各教科の出席時数が自動車学校通学によって不足にならないこと（欠席はすべて普通欠席）。
- (3) 成績不振科目がないこと。
- (4) 授業料及び学校諸費を滞納していないこと。
- (5) 入校許可の時期は、進路状況により次のようにする。ただし、生年月日によってはこの時期以降となることもある。
  - ① 就職希望者：10月以降
  - ② 進学決定者：10月以降で進学先が決定後
  - ③ 進学希望者：冬季休業以降
- (6) 次の期間は、通学を禁止する。
  - ① 特別指導中や成績不振教科がある期間
- (7) 通学を許可するのは**町内の自動車学校**を原則とする。  
※保護者の居住地の関係で中標津町外の自動車学校を認める場合がある。  
なお、本校の許可無く自動車学校に通学した場合は、特別指導の対象となる。
- (8) 次の条件を満たす場合に、家庭学習期間中からの普通免許証（普通自動車）の取得（早期取得）を認める。
  - ① 自動車の運転を、卒業式の翌日まで行わないことを確約すること。
  - ② 運転免許証は、原則として取得当日に自動車学校で預かってもらうこと。

2. 入校日については9月に案内いたします。誕生日の2ヶ月前から入校することができる。